



島根県報

令和元年9月2日（月）

号外 第 4 1 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

令和元年度保安林内立木伐採面積の許容限度

（森 林 整 備 課） 2

【公 告】

令和元年度後期技能検定試験の実施

（雇 用 政 策 課） 3

告**示****島根県告示第212号**

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第4項の規定により、令和元年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり定めたので、同令第4条の2第3項の規定により告示する。

令和元年 9 月 2 日

島根県知事 丸 山 達 也

同一の単位とされる保安林		皆伐の限度たる面積（ha）
松江地区	水源かん養保安林	903.08
斐伊川	〃	1,492.54
神戸川	〃	1,854.26
大田地区	〃	98.36
邑智地区	〃	1,587.46
那賀地区	〃	1,126.69
美鹿地区	〃	3,311.67
隠岐	〃	250.66
浜山地区	防風保安林	2.20
湊原地区	〃	1.00
長浜地区	〃	2.84
湖陵町	〃	2.39
多伎町	〃	0.68
大田市	〃	0.58
仁摩町	〃	0.28
温泉津町	〃	0.02
江津東地区	〃	1.98
江津西地区	〃	0.88
浜田東地区	〃	5.30
益田東地区	〃	1.34
益田西地区	〃	3.08
江津東地区	飛砂防備保安林	1.38
大田市	干害防備保安林	0.86
津和野町	〃	0.36
松江市	魚つき保安林	8.36
出雲市	〃	10.92
大田市	〃	9.90
江津市	〃	0.44
浜田市	〃	7.92
益田市	〃	1.60
隠岐の島町	〃	2.86
海士町	〃	3.52

西ノ島町	〃	1.92
知夫村	〃	1.48
松江地区	土砂流出防備保安林	22.00
斐伊川	〃	22.98
神戸川	〃	31.76
大田地区	〃	4.00
邑智地区	〃	109.09
那賀地区	〃	76.52
美鹿地区	〃	104.93
隠岐	〃	24.52
松江・斐伊川・大田	保健保安林	113.85
邑智・那賀・美鹿	〃	39.22
隠岐	〃	27.24

公告

令和元年度後期技能検定を次のとおり実施する。

令和元年 9 月 2 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 実施職種（作業名）及び実施等級

(1) 特級技能検定を実施する職種

鋳造

金属熱処理

機械加工

放電加工

工場板金

仕上げ

機械検査

ダイカスト

電子機器組立て

電気機器組立て

自動販売機調整

空気圧装置組立て

油圧装置調整

建設機械整備

婦人子供服製造

プラスチック成形

パン製造

(2) 1 級技能検定及び 2 級技能検定を実施する職種（作業名）

さく井（ロータリー式さく井工事作業）

工場板金（機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業）

- ロープ加工（ロープ加工作業）
機械検査（機械検査作業）
電気機器組立て（シーケンス制御作業）
空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）
油圧装置調整（油圧装置調整作業）
農業機械整備（農業機械整備作業）
冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）
婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）
強化プラスチック成形（ビニルエステル樹脂積層防食作業）
菓子製造（洋菓子製造作業、和菓子製造作業）
建築大工（大工工事作業）
かわらぶき（かわらぶき作業）
配管（建築配管作業）
厨房設備施工（厨房設備施工作業）
型枠施工（型枠工事作業）
鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業）
コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）
防水施工（アスファルト防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）
樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）
ガラス施工（ガラス工事作業）
機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）
金属材料試験（機械試験作業、組織試験作業）
塗装（鋼橋塗装作業）
義肢・装具製作（装具製作作業）
舞台機構調整（音響機構調整作業）
- (3) 3級技能検定を実施する職種（作業名）
造園（造園工事作業）
機械加工（普通旋盤作業）
機械検査（機械検査作業）
電気機器組立て（シーケンス制御作業）
建築大工（大工工事作業）
かわらぶき（かわらぶき作業）
配管（建築配管作業）
型枠施工（型枠工事作業）
鉄筋施工（鉄筋組立て作業）
機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）

2 受検資格

受検資格は、特級技能検定については職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第64条に規定する者とし、1級技能検定については規則第64条の2に規定する者とし、2級技能検定については規則第64条の3に規定する者とし、3級技能検定については規則第64条の4に規定する者とする。

3 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、特級技能検定については規則第65条第1項の規定により、1級技能検定については同条第2項の規定により、2級技能検定については同条第3項の規定により、3級技能検定については同条第4項の規定による。

4 試験実施期日

(1) 実技試験

令和元年12月6日（金）から令和2年2月16日（日）までの間で別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

(2) 学科試験

ア 特級

令和2年2月2日（日）

イ 1級及び2級

職 種	学科試験日
機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験	令和2年1月26日（日）
さく井、工場板金、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、強化プラスチック成形、厨房設備施工、防水施工、機械・プラント製図	令和2年2月2日（日）
舞台機構調整	令和2年2月5日（水）
ロープ加工、空気圧装置組立て、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、塗装、義肢・装具製作	令和2年2月9日（日）

ウ 3級

職 種	学科試験日
電気機器組立て、配管、型枠施工	令和2年1月26日（日）
造園、機械・プラント製図	令和2年2月2日（日）
機械加工、機械検査、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工	令和2年2月9日（日）

5 試験実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

6 試験問題の公表

実技試験の問題は、令和元年11月29日（金）に島根県職業能力開発協会において公表する。

なお、一部の職種については問題を公表しない場合がある。

7 試験科目

技能検定の実技試験及び学科試験は、特級の技能検定にあつては規則別表第11の5の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、1級技能検定にあつては規則別表第12の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、2級技能検定にあつては規則別表第13の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、3級技能検定にあつては規則別表第13の2の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

8 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（本人確認書類（運転免許証、保険証等の写し等）を含む。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

松江市西嫁島一丁目4番地5号 SPビル2階

島根県職業能力開発協会

(3) 申請書類の受付期間

令和元年10月7日（月）から同月18日（金）までとする。ただし、郵送（書留郵便とし、「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。）の場合は、同日の消印のあるものまでを受け付ける。

(4) 受検手数料

ア 受検手数料の額は次のとおりとし、受検申請書に添えて納付しなければならない。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

(7) 特級

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
全職種	18,200円	3,100円

(4) 1級、2級及び3級

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	18,200円	3,100円
機械検査、婦人子供服製造	15,100円	
機械・プラント製図	13,300円	

イ アにかかわらず、2級及び3級を受検する者のうち、受検する年度の4月1日において35歳未満の者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）に係る受検手数料の額は、次のとおりとする。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	9,200円	3,100円
機械検査、婦人子供服製造	6,100円	
機械・プラント製図	4,300円	

ウ ア及びイにかかわらず、3級を受検する者のうち、在校生（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練（規則第9条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練（以下「短期訓練課程」という。）を除く。）を受けている者若しくは同法第25条の規定により設置される職業訓練施設において同法第24条第3項に規定する認定職業訓練（短期訓練課程を除く。）を受けている者（現に雇用されているものを除く。）若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校に在学する者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第66条に規定する後期課程に限る。）、特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）、大学若しくは高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者その他これらに準ずるものとして知事が認める者をいう。エにおいて同じ。）に係る受検手数料の額は、次のとおりとする。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	12,100円	3,100円
機械検査	10,100円	
機械・プラント製図	8,900円	

エ ア、イ及びウにかかわらず、3級を受検する者のうち、受検する年度の4月1日において35歳未満の在校生（出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）に係る受検手数料の額は、次のとおりとする。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	3,100円	3,100円
機械検査	2,900円	

機械・プラント製図

2,900円

9 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、島根県職業能力開発協会において交付する。

なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用封筒（宛名を明記し、140円切手を貼ったもの。）を同封すること。

10 合格発表等

(1) 合格者の受検番号は、令和2年3月13日（金）に島根県商工労働部雇用政策課のホームページ（<https://www.pref.shimane.lg.jp/rodoseisaku/>）で公表する。

(2) 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、島根県職業能力開発協会が令和2年3月中旬に書面で通知する。

(3) 特級技能検定及び1級技能検定の合格者については厚生労働大臣名の、2級技能検定及び3級技能検定の合格者については島根県知事名の合格証書を交付する。

また、特級技能検定の合格者には特級技能士章を、1級技能検定の合格者には1級技能士章を、2級技能検定の合格者には2級技能士章を、3級技能検定の合格者には3級技能士章を交付する。

11 その他

技能検定について不明な点は、島根県商工労働部雇用政策課（電話0852-22-5304）又は島根県職業能力開発協会（電話0852-23-1755）に問い合わせること。